

各義援金へのご協力ありがとうございました

日本赤十字社新潟県支部佐渡市地区では、災害により被害を受けた方々を支援するため、募金箱の設置や窓口受付などにより義援金を募集しています。

平成29年度にお寄せいただきました義援金は、下記のとおりです。

お寄せいただいた義援金はすべて日本赤十字社を通じて被災地にお届けしています。

市民の皆さまからの多くのご支援、ご協力ありがとうございました。

なお、引き続き、次の義援金を受け付けています。

- ・東日本大震災義援金
  - ・熊本地震災義援金
  - ・平成29年7月5日からの大雨災害義援金
  - ・平成30年大分府北部地震災害義援金
  - ・平成30年米原市竜巻災害義援金
  - ・平成30年7月豪雨災害義援金
- 問 日本赤十字社新潟県支部  
佐渡市地区（市民福祉部社会福祉課地域福祉係） ☎ 63-5113



義援金名	受付期間	金額
東日本大震災義援金	H29年 4月～H30年 3月	39,913円
平成29年7月5日からの大雨災害義援金	H29年 7月～H30年 3月	11,500円
秋田県大雨災害義援金	H29年 8月～H29年 8月	1,651円
台風第18号災害義援金	H29年 9月～H29年 12月	2,579円
台風第21号災害義援金	H29年 12月～H30年 1月	2,756円
NHK海外たすけあい募金	H29年 12月～H29年 12月	1,408円

不正請求の抑止と発見！本人通知制度に登録ください

住民票などが本人の知らないところで不正に取得され、ストーカー行為や人権侵害を引き起こす事例が発生しています。

本人通知制度に登録することにより、不正請求が発覚する可能性が高まり、不正請求を抑止することへ繋がります。

⑥ 住民票や戸籍謄本などを第三者、弁護士や行政書士、代理人などの本人以外の者に交付した場合に、登録者本人にその事実をお知らせします。

対象となる証明書

- ① 住民票の写し（除票を含む）
- ② 住民票の記載事項証明書
- ③ 戸籍の附票の写し（除附票を含む）
- ④ 戸籍の謄本および抄本（除籍、改製原戸籍を含む）
- ⑤ 戸籍の記載事項証明書

対象外となる場合

・本人および親族（本人と同等に証

市・県民税について、お寄せいただいたご質問にお答えします

**Q** 公的年金から市・県民税が天引きされているのに、これとは別に納付書が届いた。二重払いではないか。

**A** 公的年金から天引きになる市・県民税は、公的年金について課税される分のみです。公的年金のほかに農業所得や不動産所得などがある場合には、その分についての納付書をお送りしていますので、二重払いにはなりません。

また、年金からの天引きが初年度の方や、前年度年金からの天引きが停止になった方は、公的年金所得に係る市・県民税の半分を納付書や口座振替で納め、残りが年金からの天引きになります。

問 総務部税務課 市民税係  
☎ 63-5110

⑤の請求  
明書が請求できる方）からの①～⑤の請求  
・国や地方公共団体の機関から請求により交付した証明書  
登録の手続き

本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）を持参の上、市役所市民生活課（本庁舎1階）または、各支所・行政サービスセンターの窓口で申請してください。

問 市民福祉部市民生活課  
戸籍係 ☎ 63-5112